明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三六一）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三六一号）（内閣府本府）

1　平成二七年九月七日から同月一一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈣　福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十一号

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十七年台風第十八号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏